

平成28年

○東京学芸大学学生キャリア支援室要項の一部を改正する要項

改正理由

第事務組織の変更に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成28年 9 月 2 日 学長決裁

東京学芸大学学生キャリア支援室要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成28年 9 月 2 日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

東京学芸大学学生キャリア支援室要項の一部を改正する要項

東京学芸大学学生キャリア支援室要項（平成26年 2 月 27 日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学学生キャリア支援室要項の一部改正について

改正理由：事務組織の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
[省略] 第2章 学生キャリア支援室会議 (学生キャリア支援室会議) 第6条 室に、第3条に掲げる事項及び室の管理運営に関する事項を協議するため、第4条に掲げる所属職員及び<u>キャリア支援課長</u>をもって組織する学生キャリア支援室会議（以下「室会議」という。）を置く。 2 学生支援センター長及び第4条第3項の特命教授等は、必要に応じて室会議に出席し、意見を述べることができる。 3 室会議は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。 4 室会議には、業務に応じた専門部会を置くことができる。 [省略] <u>附 則</u> <u>この規程は、平成28年9月2日から施行し、平成28年4月1日から適用する。</u>	[省略] 第2章 学生キャリア支援室会議 (学生キャリア支援室会議) 第6条 室に、第3条に掲げる事項及び室の管理運営に関する事項を協議するため、第4条に掲げる所属職員及び<u>学生課長</u>をもって組織する学生キャリア支援室会議（以下「室会議」という。）を置く。 2 学生支援センター長及び第4条第3項の特命教授等は、必要に応じて室会議に出席し、意見を述べることができる。 3 室会議は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。 4 室会議には、業務に応じた専門部会を置くことができる。 [省略]